

# U S S 事故・現状車コーナー規程

## 第1条（参加規程）

原則としてU S S オートオークション規程による。ただし出品条件等については別に規則をもって定めるものとする。

## 第2条（出品条件）

1. 出品が認められる車両は、下記の条件を満たすものとする。
  - ① 譲渡書類を添付できるもの。また、継続書類については自社名義のものとする。
  - ② 現状で燃料・オイル・クーラント等の漏れのないもの。
  - ③ 損害保険金請求中でないもの。
2. 上記の条件を満たす車両であっても、主要部品等が取り外されたもの、損壊箇所が大きいもの、広範囲で延焼しているもの、管理上危険を伴うもの、その他U S S が出品車両としてふさわしくないと判断したものについては出品を停止することができる。また、その際に発生する陸送費等についてU S S は一切負担しないものとする。

## 第3条（搬入・搬出）

別途U S S が定めたものとする。

## 第4条（車両検査）

車両検査については原則として行わない。また、評価点は無しとする。

## 第5条（クレームの受付内容）

1. 別表に該当する場合に限り、代金減額請求及び契約解除が可能なものとする。また、申告期限・損害賠償の基準についても別表のとおりとする。
2. その他別表以外については、U S S が代金減額請求及び契約解除が相当であると認めたもの。
3. 機関・機構上の不具合、欠品については原則として受け付けないものとする。

## 【施行】

平成 15 年 10 月 1 日から施行

平成 20 年 4 月 1 日から施行

平成 24 年 1 月 1 日から施行

平成 27 年 7 月 1 日から施行

平成 27 年 6 月 1 日改定

USS オートオークション事務局

【別表】

クレーム内容	契約解除 受付期限	ペナルティ	損害賠償の基準
移転登録書類の全部または一部の引渡がオークション開催日を含む1か月以上遅延した車両	出品店が契約解除の通知をするまで	キャンセル ペナルティ 10万円  書類遅延 ペナルティ	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
盗難・車台ナンバー改ざん等により完全な所有権の移転ができない車両（盗難車等を理由として車両または譲渡書類が裁判所の保全決定、刑事事件の証拠として差押収された場合、出品店へ車両または譲渡書類の返還なしに契約を解除することができる）	無期限	5万円	落札代金（落札店からの申告がオークション開催日から6か月を超えている場合は、U S Sオートオークションにおける取引価格による） 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
担保設定等により完全な所有権の移転ができない場合で、当該担保等を申告があった日を含む1か月以内に出品店がそれを抹消できない車両	開催日を含む 6か月以内	キャンセル ペナルティ 5万円  遅延ペナル ティ	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
リサイクル法における引取り報告、交通違反等により所有権の移転または車検の取得ができない場合で、出品店が申告のあった日を含む1か月以内に瑕疵の治癒ができない車両			落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
接合車	開催日を含む 1か月以内	5万円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
・メーター改ざん車両 ・純正メーター交換により走行距離が変わる車両 ・桁数の不足によりメーターが1周以上し走行距離が変わる車両	開催日を含む 6か月以内、 ただし整備手帳等から判明する場合は整備手帳受領日を含む1か月以内	5万円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費

規格外メーターに交換されている車両	走行距離が変わる	開催日を含む 1か月以内	5万円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
	走行距離が変わらない		なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
社外メーターが取り付けられている車両	走行距離が変わる		2万5千円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
	走行距離が変わらない		なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
トラック等のキャビン交換により走行距離が変わる車両			2万5千円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーター交換申告の相違</li> <li>・走行不明申告の相違</li> </ul>		譲渡書類 到着日を含む 1か月以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・型式、排気量の相違</li> <li>・初度登録年の相違</li> <li>・グレードの相違</li> <li>・準グレード（限定車、記念車、パッケージ等）の相違</li> <li>・並行輸入車の申告漏れ</li> <li>・登録遅れ車（輸入車は除く）</li> <li>・実存しない年式</li> <li>・乗車定員の申告相違</li> <li>・積載量の申告相違</li> </ul>		譲渡書類 到着日を含む 5日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
新車整備手帳の欠品（メーカーによる保証期間を過ぎているものは除く）		譲渡書類 到着日を含む 5日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シフト、ハンドル位置、駆動方式等の仕様の相違</li> <li>・車名の相違</li> <li>・後期モデル申告の相違</li> <li>・輸入車用年式申告の相違（モデル年式をあらわさないメーカーについては、US\$が妥当でないものとみなしたもの）</li> <li>・軽自動車の普通車再登録の申告漏れ</li> </ul>		開催日を含む 5日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額

<ul style="list-style-type: none"> <li>・シフトの改造（乗せ替え）</li> <li>・エンジン規格外</li> <li>・エンジン型式の打刻欠損</li> </ul>	開催日を含む 1か月以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
車歴の相違（ワンオーナーを含む、ただしキャブオーバー形状のトラックおよび乗車定員11人以上のバスにおける事業用・レンタカーの申告漏れは除く）	譲渡書類到着日を含む10日以内、ただし整備手帳等から判明する場合は整備手帳受領日を含む5日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額

※加修費については、原則として中古部品を元に算出するものとし、上限を落札車両代金までとする。また、他に流用が可能であるとUSSが認めた部品（AW、エアロパーツ等）については、加修費から除くものとする。

## USS静岡 特殊コーナー規程

### 第1条(参加規則)

特殊コーナーのオークションについては本規程で特別な定めをしたものを除き原則としてUSSオークション規則に準ずるものとする。ただし、出品条件等については別途規則をもって定めるものとする。

### 第2条(出品の条件)※構内フォークリフトにて移動可能な物品に限る

- 1、出品については、下記の基準に適合したものでなければならない。ただし、USSが出品を認めた車輛等についてはこの限りではない。
  - ① 運輸支局または軽自動車検査協会による車検証が交付されているもの
  - ② 市町村登録における標識交付証明書または廃車申告証明書が交付されているもの
  - ③ 構内作業等により登録書類の発生がないもの、また、登録制度のない車両・機械等については登録書類の発生がないが、車台ナンバー、シリアルナンバー等の打刻およびその位置が明確であるもの、またはメーカーの製造番号等明確なもの
  - ④ USS構内のフォークリフトにて積み下ろしが可能、または少数の人力にて移動が可能なもの。
  - ⑤ 完全な所有権の移転が可能なもの
  - ⑥ その他USSオートオークション出品・落札規程に定める条件を充足するもの
- 2、前項の条件を満たしている場合であっても、USSが会場保全等の理由から出品を拒むことができるものとする。その際発生する搬送費用についてUSSは一切負担しない。

### 第3条(搬入・搬出)

- 1、搬入は、USSが別途定めた時間までとする。
- 2、前条1項の①号に該当しない落札車両等については、USSによる入金確認後の搬出とする。
- 3、落札店が、所定の期限内に落札車両等を搬出しなかった場合、落札店は別途定める搬出遅延ペナルティをUSSに支払うものとする。

### 第4条(譲渡書類)

譲渡書類の取扱については、原則としてUSS書類規程に準ずる。ただし、第2条1項①・②号に該当しない車両等について、出品店はUSSが指定した「誓約書兼販売証明書」をUSSに引渡すものとする。この場合の引渡期限および書類遅延ペナルティについても、書類規程に定めるところによる。

### 第5条(代金決済)

USSは、オートオークション規則に定めるところに従い、出品店に対して落札代金を支払う。ただし、第2条1項の①号に該当しない出品車両等について、出品店に対する成約車両代金等の支払いは、落札店よりUSSへ落札車両代金等の支払いが完了した翌営業日に行うものとする。

#### 第6条(検査規程)

出品対象の検査については、原則としてUSS検査規程に準ずる。ただし、評価点は全てX点とする。

#### 第7条(クレーム規程)

- 1、クレームの処理については、原則としてUSSクレーム規程に準ずる。ただし代金減額請求ができるものは、主要箇所およびセールスポイント等の記載箇所のみとし、内外装の損傷(色違い等含む)および付属部品や車載工具等の不足については、認めないものとする。
- 2、下記の項目については、重大クレームより除外するものとする。
  - ① 災害車
  - ② 修復歴車
  - ③ スポット溶接部品交換
  - ④ 車歴の相違
- 3、前項いずれの場合でも、代金減額請求および契約解除が相当であるとUSSが認めた場合にはこの限りではない。

#### 第8条(免責)

会場へ搬入後の保管については屋外での保管とする。なお、天候により生じた故障および損害について、USSは一切の責任を負わないものとする。

USS静岡 事務局

平成27年7月

## 第1条(オークション規則の準用)

本規程に定めなき事項に関してはUSSオートオークション規則およびその他の諸規程によるものとする。

## 第2条(出品条件)

1. 出品が認められるロープライスコナー車両は、下記の条件を満たすものとする。
  - ① 自走可能な車両であること。
  - ② 現状で燃料、オイル、クーラント等の漏れがないこと。
  - ③ 売り切りスタートであること。希望価格(スタート価格)が10万円を超えないこと。但し、応札価格は10万円を超えてもよい。
2. 出品が認められるロープライスオレンジコーナー車両は、前項各号の条件に追加し、下記の条件を満たすものとする。
  - ① USSグループの事故・現状車コーナーに該当する車両でないこと。
3. 上記の条件を満たす車両であっても、USSが出品車両としてふさわしくないと判断した場合については出品を制限することができる。
4. 会員はUSSによって出品が拒絶されたことを理由として、USSに対し陸送費等会員が出品の準備に要した費用の請求をすることができない。

## 第3条(車両検査)

ロープライスオレンジコーナー出品車については、原則として車両検査は行わない。(評価点なし)

## 第4条(出品・落札に関するペナルティ)

出品・落札に関するペナルティについては、別表1のとおりとする。

## 第5条(書類に関するペナルティ)

書類に関するペナルティについては、別表2のとおりとする。

## 第6条(クレームの内容)

1. クレームの内容は、代金減額請求と契約の解除とする。
2. 別表3に該当する場合に限り代金減額請求および契約解除が可能なものとする。また、契約解除受付期限・ペナルティ・損害賠償の基準についても別表3のとおりとする。
3. 別表3に記載なき場合でも、USSが代金減額請求または契約解除が相当であると認めたものについてはこの限りではない。

別表1

## 《出品・落札規程記載のペナルティ》

項目	内容
出品・落札規程第11条第1項 キャンセルペナルティ支払による解除 セリにおける買い間違い、売り間違い	キャンセルペナルティについて、金5万円を金2万5千円とする
出品・落札規程第11条第2項 キャンセルペナルティ支払による解除 商談における買い間違い、売り間違い	キャンセルペナルティについて金10万円を金5万円とする

別表2

## 《書類規程記載のペナルティ》

項目	内容
書類規程第6条第4項 譲渡書類の有効期限	早期名変ペナルティ金2万円を金1万円とする
書類規程第13条第2項 譲渡書類の遅延ペナルティ	遅延ペナルティ金1万円を金5千円とする
書類規程第14条第1項 譲渡書類の遅延および紛失等によるキャンセル	キャンセルペナルティ金10万円を金5万円とし書類規程第13条所定の書類遅延ペナルティについては上記とする
書類規程第14条第2項 譲渡書類の遅延および紛失等によるキャンセル	キャンセルペナルティ金15万円を金7万5千円とし契約解除日までの期間の書類遅延ペナルティは上記とする
書類規程第18条第2項 名義変更遅延ペナルティ	名義変更遅延ペナルティ金1万円を金5千円とする
書類規程第19条第2項 軽自動車の名義変更遅延ペナルティの特則	名義変更遅延ペナルティ金2万円を金1万円とする
書類規程第25条第2項 自動車税未納	遅延ペナルティ金1万円を金5千円とする
書類規程第26条第3項 譲渡書類の差替請求	禁止行為によるペナルティ金3万円を金1万5千円とする
書類規程第26条第4項 譲渡書類の差替請求	差替ペナルティ金2万円を金1万円とする
書類規程第27条第2項 譲渡書類の再交付請求	禁止行為によるペナルティ金3万円を金1万5千円とする
書類規程第29条第1項 譲渡書類の再交付ペナルティ	1点に対する書類再交付ペナルティ金3万円を金1万5千円とし、上限金10万円を金5万円とする

書類規程第 30 条第 1 項 軽自動車の譲渡書類再交付ペナルティの特則	1 点に対する書類再交付ペナルティ金 3 万円を金 1 万 5 千円とし、上限金 10 万円を金 5 万円とする
書類規程第 32 条第 2 項 自動車リサイクル法における引取り報告等	遅延ペナルティ金 1 万円を金 5 千円とする
書類規程第 33 条第 2 項 交通違反等による車検拒否について	遅延ペナルティ金 1 万円を金 5 千円とする
書類規程第 34 条 交通違反等	違反ペナルティ金 3 万円とする

**別表3**

《落札店から代金減額請求および契約解除可能なクレーム》

クレーム内容	契約解除 受付期限	ペナルティ	損害賠償の基準
移転登録書類の全部または一部の引渡がオークション開催日を含む1か月以上遅延した車両	出品店が契約解除の通知をするまで	キャンセル ペナルティ 5 万円 + 別表 2 記載 の書類遅延 ペナルティ	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
盗難・車台ナンバー改ざん等により完全な所有権の移転ができない車両（盗難車等を理由として車両または譲渡書類が裁判所の保全決定、刑事事件の証拠として差押収された場合、出品店へ車両または譲渡書類の返還なしに契約を解除することができる）	無期限	5 万円	落札代金（落札店からの申告がオークション開催日から6か月を超えている場合は、USSオートオークションにおける取引価格による） 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
担保設定等により完全な所有権の移転ができない場合で、当該担保等を申告があった日を含む1か月間以内に出品店がそれを抹消できない車両	開催日を含む 6 か月以内	5 万円 + 別表 2 記載 の遅延ペナ ルティ	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
リサイクル法における引取り報告、交通違反等により所有権の移転または車検の取得ができない場合で、出品店が申告のあった日を含め1か月以内に瑕疵の治癒ができない車両			

接合車	開催日を含む 6か月以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
災害車 (冠水歴車、消化剤散布歴車)	開催日を含む 3か月以内		
・メーター改ざん車両 ・純正メーター交換により走行距離が 変わる車両 ・桁数の不足によりメーターが1周以 上し走行距離が変わる車両	開催日を含む6 か月以内、ただ し整備手帳等 から判明する場 合は整備手帳 受領日を含む1 か月以内	5万円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 転売後の実費(販売利益は含まな い)
規格外メーターに交換され走行距離 が変わる車両	開催日を含む 1か月以内	2万5千円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 転売後の実費(販売利益は含まな い)
社外メーターが取り付けられ走行距 離が変わる車両			落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
トラック等のキャビン交換により走行距 離が変わる車両			
・メーター交換申告の相違 ・走行不明申告の相違	譲渡書類 到着日を含む 1か月以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
・型式、排気量の相違 ・初度登録年の相違 ・グレードの相違 ・準グレード(限定車、記念車、パッケ ージ等)の相違 ・並行輸入車の申告漏れ ・登録遅れ車(輸入車は除く) ・実存しない年式 ・乗車定員の申告相違 ・積載量の申告相違 ・新車整備手帳の欠品(メーカーによ る保証期間を過ぎているものは除く)	譲渡書類 到着日を含む 5日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額

<ul style="list-style-type: none"> <li>・エンジンの相違(ターボ無し等)</li> <li>・シフト、SR、PS、PW、ナビ、TV、A C、WAC、AAC、革シート、エアバッグ、ABS、ハンドル位置、駆動方式等の仕様の相違</li> <li>・車名の相違</li> <li>・後期モデル申告の相違</li> <li>・輸入車用年式申告の相違(モデル年式をあらわさないメーカーについては、USSが妥当でないものとめたもの)</li> <li>・軽自動車の普通車再登録の申告漏れ</li> <li>・積算計不動(走行不明車およびメーター改ざん車は除く)</li> </ul>	開催日を含む 5日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シフト乗せ替え改造(公認は除く)</li> <li>・エンジン規格外</li> <li>・エンジン内部の改造</li> <li>・エンジン型式の打刻欠損</li> </ul>	開催日を含む 1か月以内		
車歴の相違(ワンオーナーを含む、ただしキャブオーバー形状のトラックおよび乗車定員 11 人以上のバスにおける事業用・レンタカーの申告漏れは除く)	譲渡書類到着日を含む10日以内、ただし整備手帳等から判明する場合は整備手帳受領日を含む 5 日以内		

ただし、**別表3**の記載事項相違車両のクレーム内容について、出品店が落札車両代金全額の受け取りを放棄(車両代金全額の代金減額を希望)した場合、契約の解除は行えないものとする。

※加修費については中古部品を元に算出し、上限を車両代金までとします。また他に流用が可能であるとUSSが認めた部品(AW、エアロパーツ等)については、加修費から除きます。

平成 29 年 1 1 月 2 5 日から施行